

熊本博物館条例の一部改正について

熊本博物館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本博物館条例の一部を改正する条例

第1条 熊本博物館条例（昭和28年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、プラネタリウム又は特別展示室の観覧等のみをする者については、この限りでない。

第2条 熊本博物館条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（提出理由）

熊本博物館本館の改修に伴い、同館の一部を利用に供さない期間入場料を徴収しないこととするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。